

建築士試験

実務経験なしで受験

2年以内に適用へ 改正建築士法が成立

建築士試験の受験に求められる実務経験の要件を見直す改正建築士法が、7日の参院本会議で可決、成立した。建築士試験の受験要件を見直し、指定学科の卒業者であれば実務経験がなくても受験できるようにする。実務経験については、建築士名簿への登録要件にする。実務経験の少ない若手に受験の門戸を広げ、受験者数の減少に歯止めを掛ける。

建築士事務所所属の1級建築士は現在、6割を50歳以上の高齢層が占めている。一方、1級建築士試験の受験申込者数は10年で4割減少し、若年層の減少も同時に進んでいる。

現行の資格制度では、受験申し込みの要件として、学歴の要件と実務経験の両方を課している。指定学科を卒業しても、就業後は多忙で受験勉強に割く時間を十分にとれないケースもある。

改正法では、試験合格後、建築士名簿への登録時まで実務経験を積めばよいことにする。実務経験がなくても建築士試験を受験できるようになり、若年層の早期受験が可能になる。改正法は公布から2年以内に施行するとしており、早ければ32年度の試験から適用される。

建築士事務所所属の1級建築士は現在、6割を50歳以上の高齢層が占めている。一方、1級建築士試験の受験申込者数は10年で4割減少し、若年層の減少も同時に進んでいる。

現行の資格制度では、受験申し込みの要件として、学歴の要件と実務経験の両方を課している。指定学科を卒業しても、就業後は多忙で受験勉強に割く時間を十分にとれないケースもある。

改正法では、試験合格後、建築士名簿への登録時まで実務経験を積めばよいことにする。実務経験がなくても建築士試験を受験できるようになり、若年層の早期受験が可能になる。改正法は公布から2年以内に施行するとしており、早ければ32年度の試験から適用される。